

W i t h コロナに向けた新たな段階への移行

2022年秋以降の 青森県の保健医療提供体制

令和4年9月13日

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
保健医療調整本部

2022年秋以降の国の方針（9月8日Withコロナに向けた政策の考え方）

- 高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、Withコロナに向けた新たな段階に移行する。
移行に当たっては、高齢者等重症化リスクの高い者を守るとともに、通常医療を確保するため、保健医療体制の強化・重点化を進めていく。

1. 前提としての保健医療体制の強化

- (1) 新型コロナ病床の確保、診療・検査医療機関（発熱外来）の取組は継続
- (2) 高齢者施設等における医療支援の強化
- (3) 全国民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種促進
- (4) 抗原定性検査キットのOTC化
- (5) 健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化

2. 療養の考え方の転換・全数届出の見直し

- (1) 患者の発生届出の対象を4類型（(a) 65歳以上の者、(b) 入院を要する者、(c) 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d) 妊婦）に限定（9月26日から全国一律で適用）
- (2) 発生届対象者以外の方が安心して自宅療養できるようにするため
 - ・ 抗原定性検査キットのOTC化
 - ・ 健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
 - ・ 宿泊療養や配食等の支援が可能となるようにすること
- (3) 発生届の有無に関わらず全数把握を継続
- (4) 発生届対象者の見直しの全国一律での運用にあたっては、
 - ・ 発生届の有無に関わらず、引き続き、患者には外出自粛要請を行う
 - ・ 宿泊療養や配食等は、引き続き、届出の有無に関わらず、希望する患者に対して実施可能
- (5) 医療費の公費負担は継続

3. 社会経済活動との両立

- (1) 全国民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種促進
- (2) 陽性者の自宅療養期間の見直し

新たな体制に向けた青森県の対応方針（案）

項目	現在	今後の対応方針 (9月26日～)
診療・検査医療機関	268医療機関	継続 ：季節性インフルエンザが流行し発熱患者が増える可能性があるため、引き続き体制を継続する。（必要に応じて、強化を働きかけ実施）
青森県臨時Web キット 検査センター（※）	約600人／日	継続 ：国の方針では必置が求められていないが、青森県独自の対策として、当面の間は、引き続き設置する。また、自宅療養者のうち支援希望がある者等の登録機能の追加について調整を進める。
一般検査（無料検査）	116事業所	継続 ：当面の間は、現状と同規模程度の能力を維持する。
確保病床	484床	継続 ：一般医療との両立を図りながら、当面の間は、現状と同規模程度の病床数の確保を継続する。（必要に応じて、確保病床の増減を調整）
宿泊療養施設	660室	継続 ：青森県独自の対策として、一定程度、宿泊療養施設の確保を継続する。（確保数は適宜調整。）
青森県自宅療養者 サポートセンター （※）	配食、オンライン 診療等の支援	継続 ：自宅療養者のうち支援希望がある者等への対応を継続する。また、必要者に対して24時間体制でのオンライン診療の支援を実施する（継続）。
自宅療養者への配食	実施	継続 ：青森県独自の対策として、希望者への支援を継続する。

※「青森県臨時Webキット検査センター」及び「青森県自宅療養者サポートセンター」は、国が示す“フォローアップセンター”として位置づけて運用を行う。

今後の保健医療提供体制の見通し（令和4年9月13日現在）

～7月

8月

9月

10月～

診療・検査医療機関

重症化リスク
患者



重症化リスク
患者以外



青森県臨時Web キット検査センター

重症化リスク
患者以外

8/3



青森県自宅療養者 サポートセンター

自宅療養者に対して生活サ
ポートや電話診療等を行う

重症化リスク
患者

重症化リスク
患者以外

9/5



自宅療養中の健康観察

フォローアップセンターを
設置することで重症化リス
ク患者以外の健康観察の簡
略化が可能

重症化リスク
患者



重症化リスク
患者以外

9/5



発生届

感染症患者の全数届出を9月
26日から全国一律で重症化
リスク患者※に限定

重症化リスク
患者※



重症化リスク
患者以外

9/25

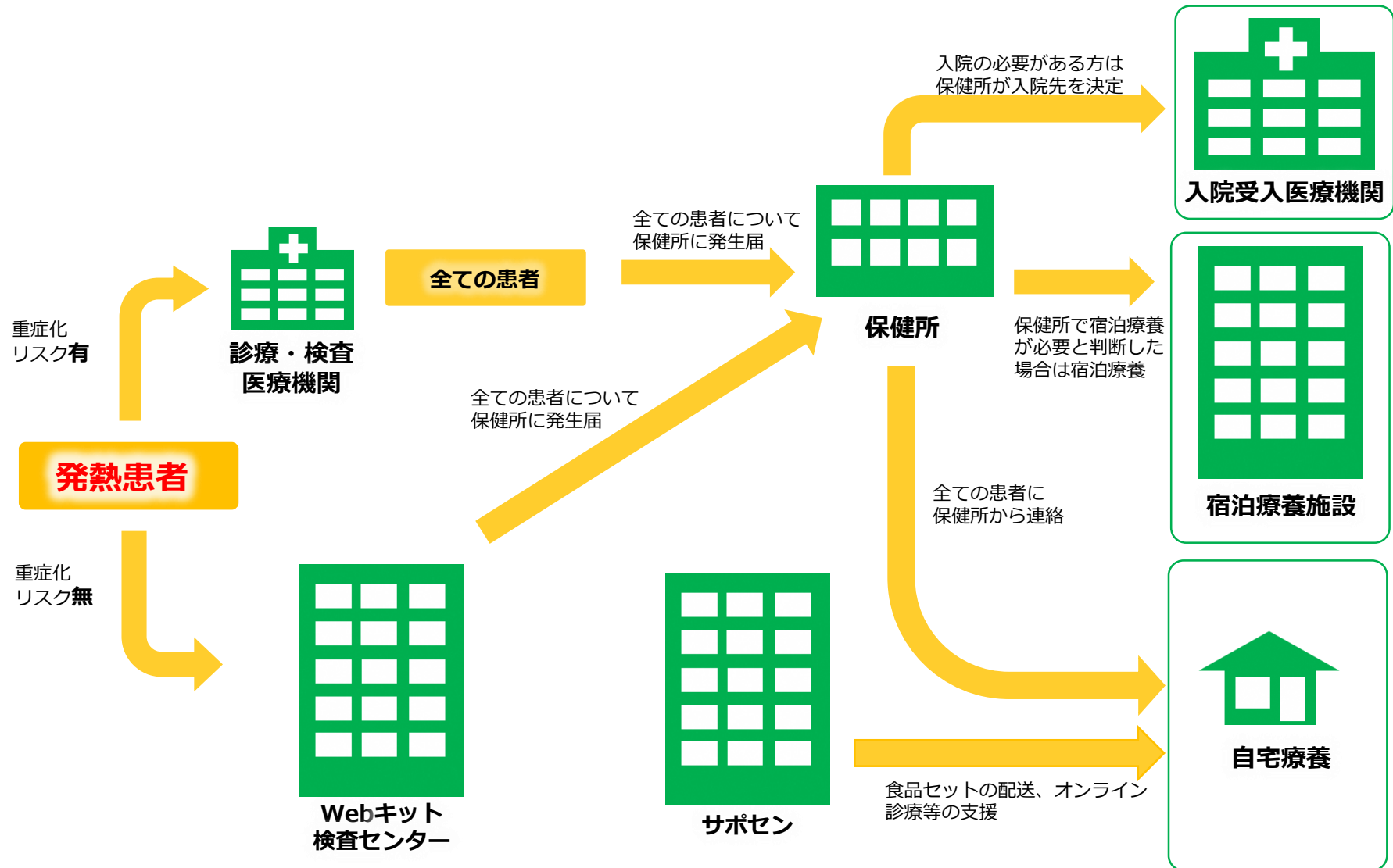


国が示すフォロー
アップセンターに
該当する機能

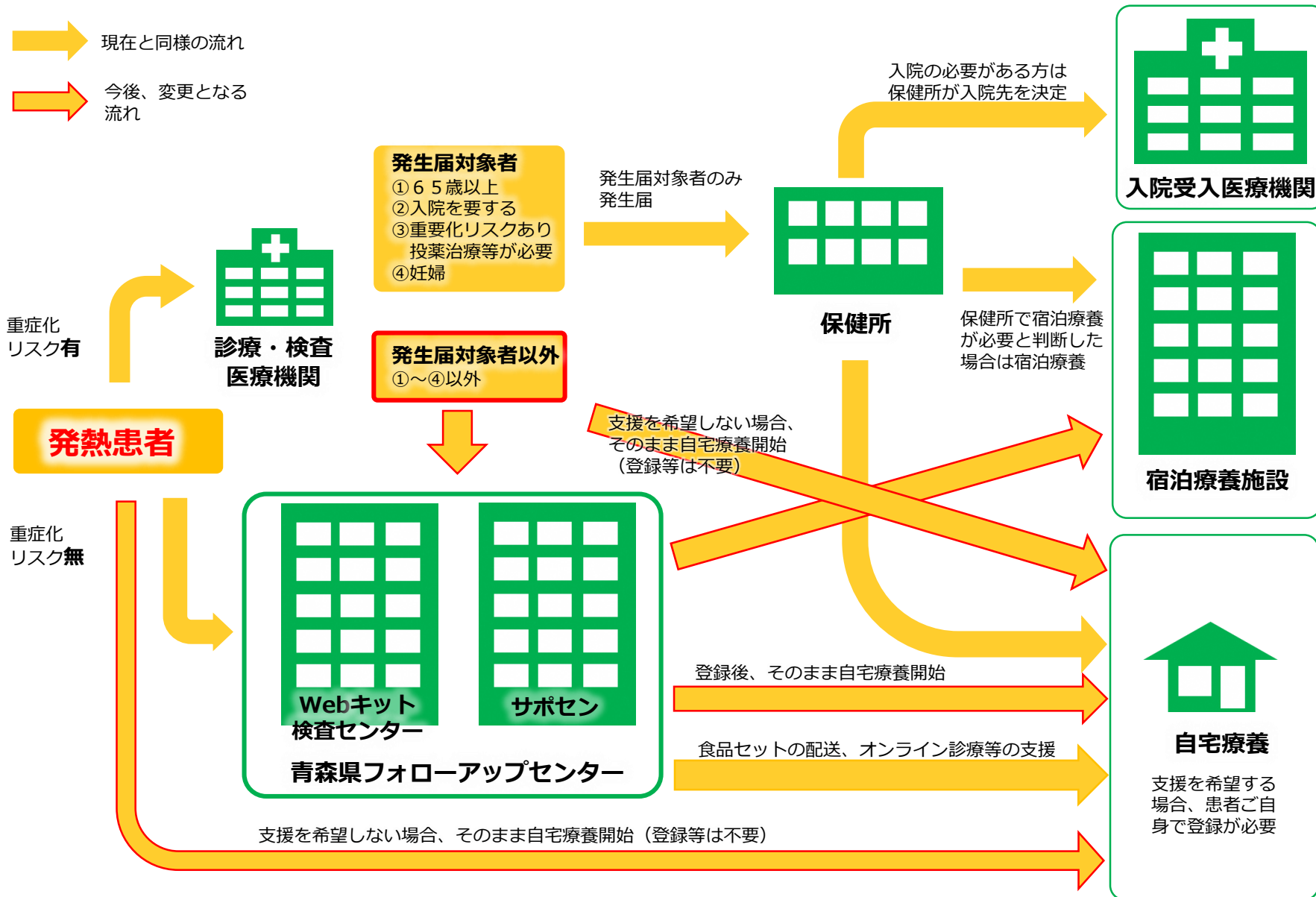
※発生届が必要な重症化リ
スク患者

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、新
型コロナ治療薬の投与又
は新たに酸素投与が必要
と医師が判断する者
- ④ 妊婦

現在（2022年9月上旬）の保健医療提供体制の全体像

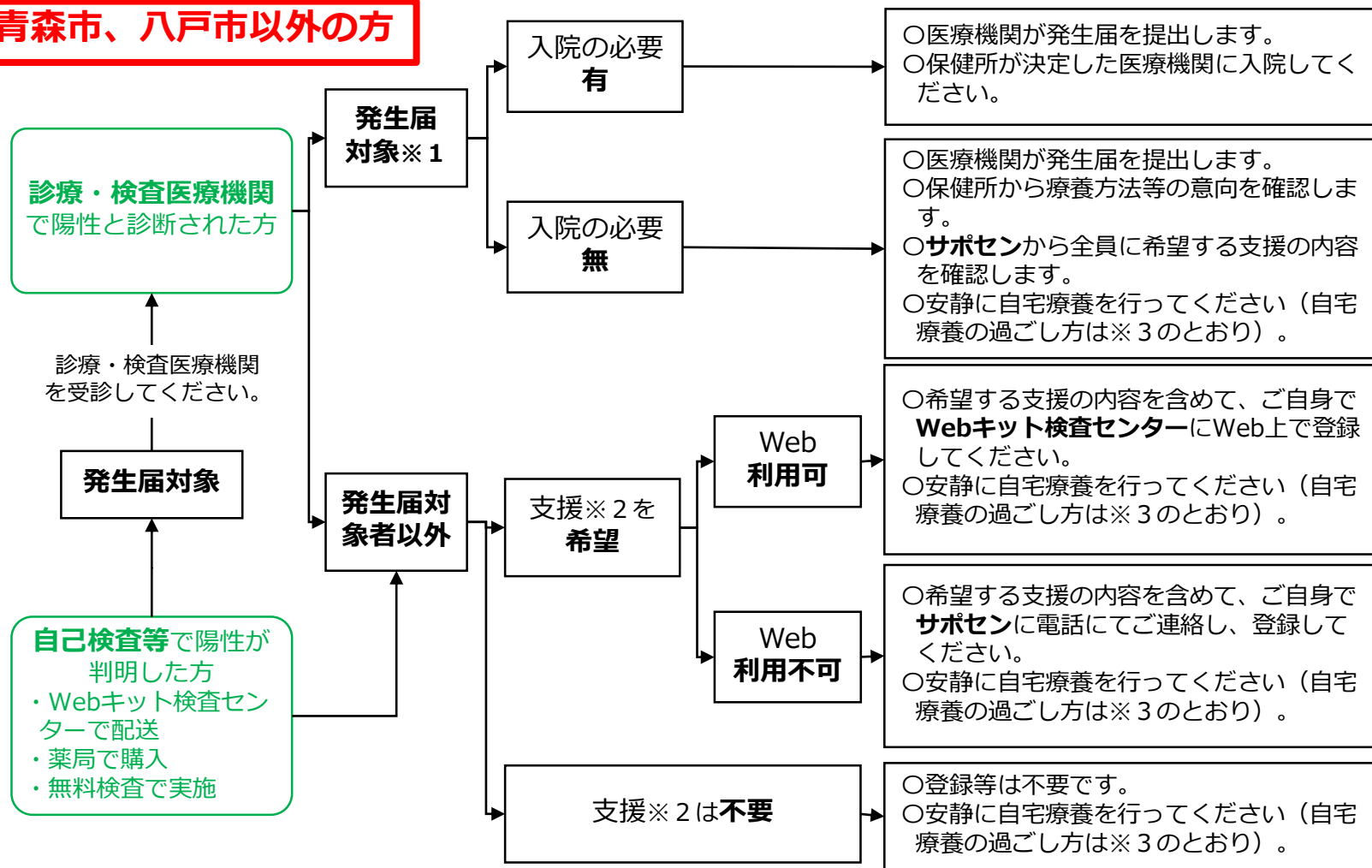


今後（9月26日以降）の保健医療提供体制の全体像（案）



今後(9月26日以降)の入院・支援等の流れ(県民向け)① (案)

青森市、八戸市以外の方



発生届対象者以外の方に対する保健所からの連絡はなくなります。支援を希望する方はご自身で登録が必要となります。

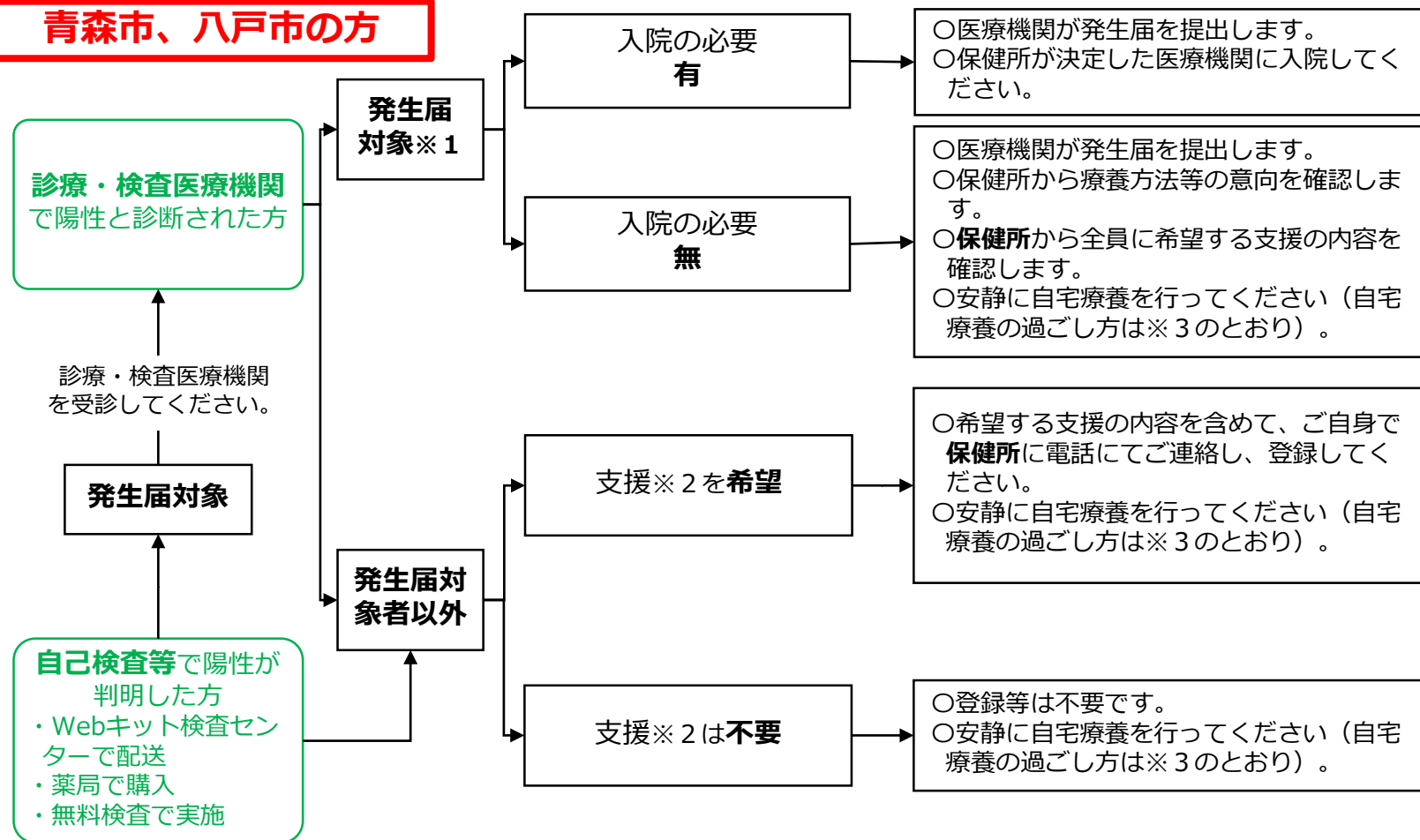
発生届対象者以外の方に対する保健所からの連絡はなくなります。

○新型コロナウイルス感染症に関する全般的な問合せは、青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター（0120-123-801）

Webキット検査センター：青森県臨時Webキット検査センター
サポセン：青森県自宅療養者サポートセンター

今後(9月26日以降)の入院・支援等の流れ(県民向け)② (案)

青森市、八戸市の方



発生届対象者以外の方に対する保健所からの連絡はなくなります。支援を希望する方はご自身で連絡が必要となります。

発生届対象者以外の方に対する保健所からの連絡はなくなります。

○新型コロナウイルス感染症に関する全般的な問合せは、青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター（0120-123-801）

今後(9月26日以降)の入院・支援等の流れ(県民向け)③ (案)

※1【発症届対象】

- ・ 65歳以上の者
- ・ 入院を要する者
- ・ 重症化リスクがあり 新型コロナ感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
- ・ 妊婦

※2【支援】

- ・ 宿泊療養の提供や食品セットの配送の支援

※3【自宅療養の過ごし方】

- ・ 自宅療養の方は、発熱等があっても症状が軽く、意識がしっかりしており、飲食ができる場合は、市販の薬を服用して療養してください。
- ・ 意識障害、呼吸困難等がある方は、すぐに救急車を呼んでください。
(症状が軽い方は、外来受診を目的として救急車を要請しないでください。)
- ・ 症状(発熱、咳、痰、倦怠感など)が悪化した場合、サポセン(青森市、八戸市の方は保健所)にご連絡してください。

青森市、八戸市以外の方

○青森県自宅療養者サポートセンター(サポセン)

【体調悪化時】

電話 050-3187-5854(受付時間:24時間対応)

【自宅療養に関する問合せ】

電話 050-3187-5479(受付時間:9時~22時)

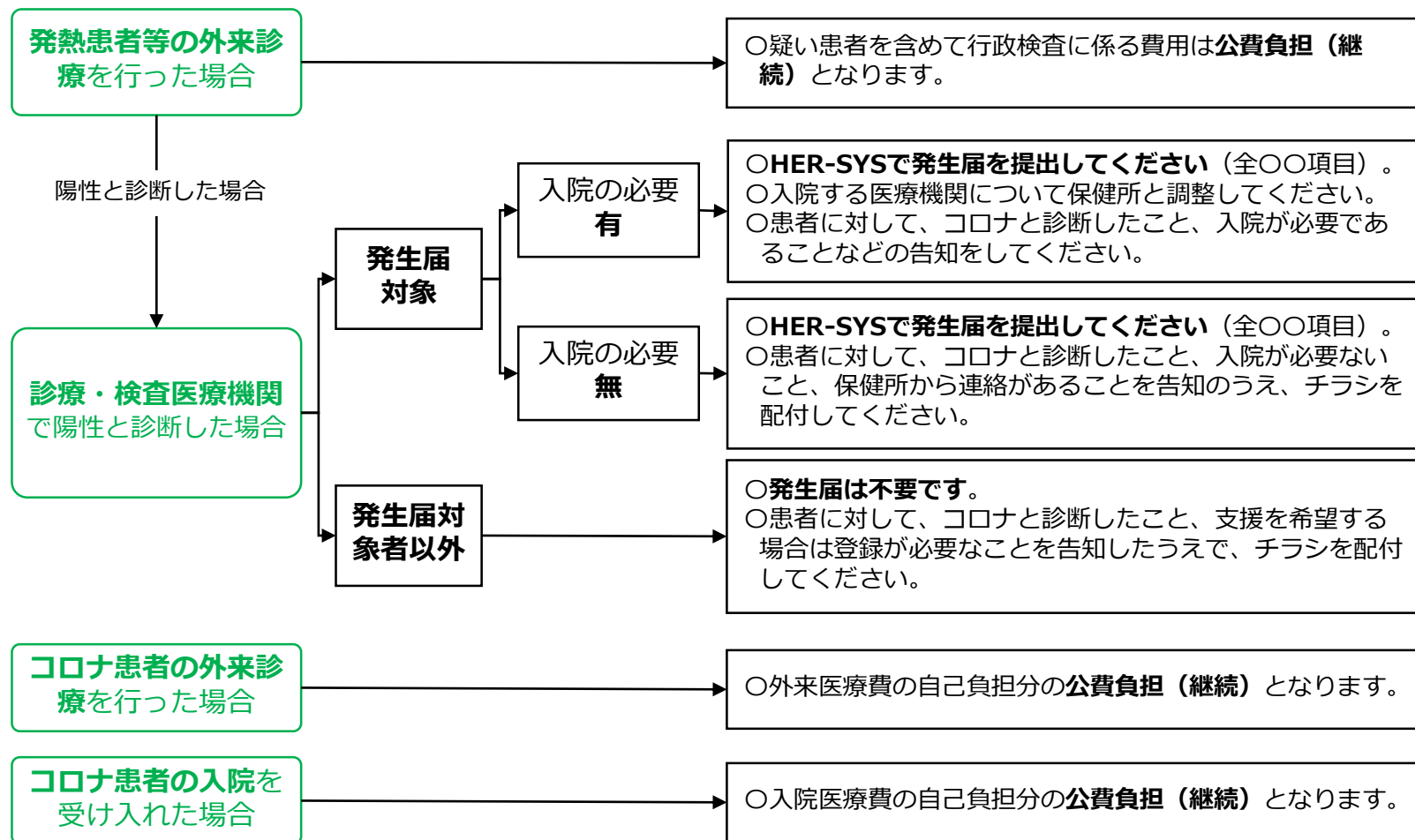
青森市の方

○青森市保健所 017-765-5282(体調悪化時 24時間対応)
(自宅療養に関する問合せ 8:30~18:00)

八戸市の方

○八戸市保健所 0178-80-7878(受付時間24時間対応)

今後(9月26日以降)の保健医療提供体制(医療機関向け) (案)



発生届の提出の有無に関わらず、コロナと診断された方の数について、日ごと及び年代別にHER-SYSによる報告を行ってください。

〇引き続き、重症化リスクが低い方は**青森県臨時Webキット検査センター**にご案内していただいても構いません。

青森県臨時Webキット検査センター

背景

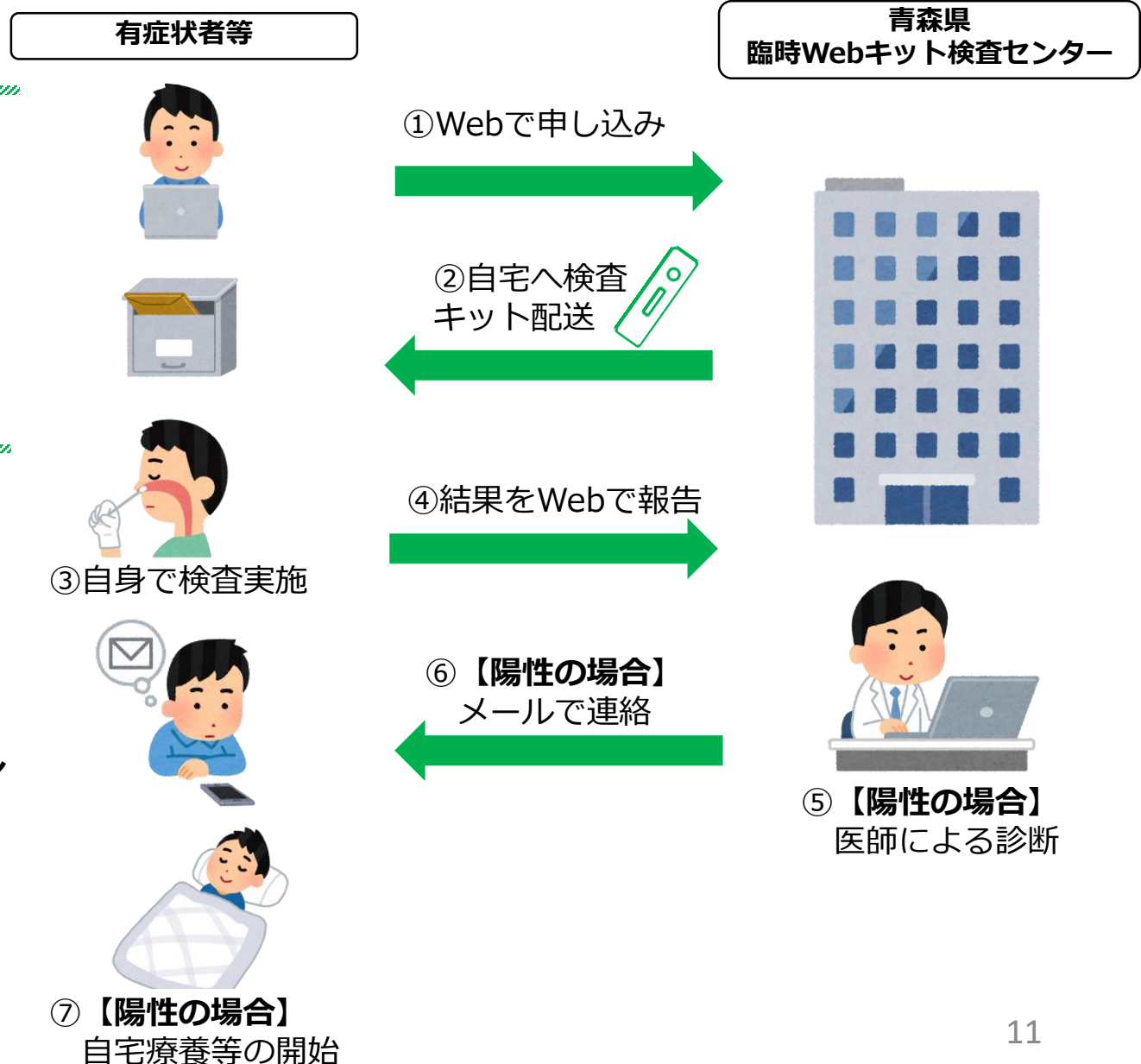
全国と同様に、本県においてもオミクロン株B.A.5系統の置き換えなどにより、感染拡大が進んでおり、有症状者を診療し、検査を実施している診療・検査医療機関の負担軽減を図る必要がある。

事業の概要

診療・検査医療機関の負担を軽減し、重症リスクが高い有症状の方が受診できる体制を確保するため、重症化リスクが低い有症状者等に対して薬事承認された**抗原定性検査キット**を自宅に配送し、自ら実施した検査結果をもとに医師が**診断**を実施する「**青森県臨時Webキット検査センター**」を設置・運営する。



今後も継続（案）



青森県自宅療養者サポートセンター（サポセン）

背景

青森県内において、青森県臨時Webキット検査センターなどを通じ、自宅療養者が増加している。

このため自宅療養者の生活サポートや体調が悪化した際に自宅療養者を支援する体制の構築が必要となっている。

事業の概要

自宅療養者に対して、食品セットの配布手配、一般的な電話相談等の生活サポートを実施するとともに、自宅療養者が体調悪化した際に電話診療・処方箋の作成を行う※1「青森県自宅療養者サポートセンター（サポセン）」を設置・運営する。

※1 青森市・八戸市については、現行体制を補完

※2 保険診療により生じた診療報酬の自己負担分は、公費負担になり、自宅療養者には請求されない。

今後も継続（案）

